

町民手作りのお祭りを今年も

HP 13787

第32回美幌ふるさと祭り出店者募集

手作り出店実行委員会では、9月4日(木)から6日(土)に開催される「第32回美幌ふるさと祭り」の出店者・ステージイベント出演者を募集します(令和6年度入場者数 7万人)。

募集期間 7月1日(火)～31日(木)までの間、平日8:45～17:30に受け付けます。

申込方法 必要書類を作成のうえ、町民活動Gに提出してください。
※必要書類は町民活動G窓口で配布しているほか、町ホームページからダウンロード可能です。



出店者募集

- 対象となる方
- ①町内在住者(個人・法人・サークル)で本町に住所を有する方
 - ②暴力団の資金源根絶と青少年の健全育成の趣旨に賛同し、実行委員会が定める規定を遵守できる方

※町外在住者による出店は、原則として認めておりません(美幌町内に勤務している町外在住の方は、職場から雇用証明書が発行された場合に限り、出店手伝い者として登録可能)。

出店テント数が100張に達するか、7月31日(木)のいずれか早い時点で締切ります(先着順)。

ステージイベント出演者募集

内容等 ダンス、音楽、漫才、演劇等

※プロ・アマチュア、個人・団体問いません。
※ステージ・音響設備を準備しています。

出演時間 1団体あたり15分～1時間

出演料・謝礼

出演料や謝礼はありませんが、出演にかかる経費(材料費・運搬費等)を一部負担します(上限5千円)。
※衣装代、交通費等は経費対象外

町民活動課 町民活動G ☎ 77-6537・窓口1番

地域で守る子どもたちの安全

HP 13788

こども110番の家利用登録

ご協力いただける個人または店舗がありましたら、町民活動Gまでご連絡ください。

こども110番の家事業は

子どもが身の危険を感じた時に、登録のある自宅や店舗で保護し、警察や学校・家庭に連絡し地域ぐるみで子どもの安全を守る取組です。登録後は「こども110番の家」ステッカーを配布し、玄関先等子どもが見えるところに貼り付けていただいています。

見舞金補償制度

こども110番の家活動中に傷害を被った場合や建物が壊された場合、町から見舞金が支払われます。補償対象は本人や配偶者等のほか店舗等の場合は従業員も対象となります。

通院見舞金 1名につき支払限度額1万円

建物損害見舞金 1軒につき支払限度額3万円

※この他死亡見舞金、入院見舞金などがあります。

適切な利用をお願いします

トイレの借用や雨宿りなど、こども110番の家を利用できない場合がありますので、お子さんが来た際には必ず確認してください。

町民活動課 町民活動G ☎ 77-6537・窓口1番

駅前設置されて今年で2年

HP 13789

みんなで「ポケふた」を掃除しよう！

これからもたくさんの人に「ポケふた」を見てもらえるよう、皆さんで掃除をして綺麗にしましょう。



用意するもの

小さなほうき、やわらかい布、水(必要に応じて)

掃除のしかた

- 1 土や砂・ゴミなどを払う
ほうきやブラシは毛先の柔らかいものを使う
- 2 布で水拭きする
霧吹きで水をかけてやさしく拭きます。数回拭いて取れない汚れはそのままにしてください。

注意 ○周囲の安全を十分確認してください。
○アルコールやウェットシートなどはポケふたを痛めるので、使わないでください。
○掃除で出たゴミはお持ち帰りください。
○ポケふたの汚れを無理に落とす必要はありません。

ポケふたは美幌駅前のぽっぽ屋前にあります。

町民活動課 町民活動G ☎ 77-6537・窓口1番

必ずご確認ください 戸籍のフリガナ通知書を発送します

戸籍にフリガナを記載する法律が、本年5月26日に施行されました。美幌町に本籍を置く方へ、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナを、7月下旬以降に順次通知する予定です。

通知が届きましたら、必ず記載されているフリガナをご確認ください。

通知に記載のフリガナが正しい場合、届出は不要です。

一方、通知書に記載されているフリガナに誤りがある場合や、早期に戸籍や住民票にフリガナを記載する必要がある場合は、届出をしてください。届出の方法については、コールセンター(☎ 0570-05-0310)にお問い合わせいただくか、法務省ホームページをご覧ください。

※同一戸籍・同一住所の方には1通に集約され、1通につき4名まで記載されています。別住所の方には住所地ごとに送付されます。

※令和7年5月26日時点の戸籍情報を基に通知書を作成します。そのため、記載内容が到着時点と異なる場合があります。また、宛先についても、同日時点の戸籍附票に記載の住所情報を基に発送するため、以降に住所変更があった場合、通知書が届かない場合があります。



★フリガナ通知書を受け取ったら必ず確認をしてください。

確認のポイント! 文字の大小・拗音・促音に注意してください。
※拗音(小さい「ゃ」「ゅ」「ょ」を含む音)・促音(小さい「っ」を含む音)

例:名前が「京子」 通知に「キョウコ」と記載されている。

この場合、届出をしないと通知に記載された大きいカタカナのまま記載されます。正しくは「キョウコ」の場合、必ず届出をしてください。



○令和8年5月26日以降に フリガナが記載されます。

届出がなかった場合、法施行日の1年を経過した日(令和8年5月26日)以降、順次、市区町村長職権で戸籍にフリガナを記載します。なお、フリガナを記載した戸籍証明書の発行までは数か月を要する予定です。

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ!



制度の詳細はこちら!
法務省民事局ホームページ

